

第21回 ていね雪の祭典 ～ 雪っていいね・ていね ～

開催日 2月15日(土)、16日(日) 会場 てっぼく・ひろば (前田2条12丁目) 手稲山 (サッポロテイネオリンピアゾーン)



● 公共施設にお越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

2/15 てっぼく・ひろば会場 (土) 13時～18時30分

- ジャンボ滑り台
- ゲームコーナー
- 飲食コーナー
- ラフティングボート
- 消防車&パトカー 展示体験コーナー
- 読み聞かせ

2/16 手稲山会場 (日) 9時30分～ (参加申込受付は終了しました)

- 手稲山を滑ろう (ジャイアントスラローム大会)
- 手稲山を歩こう (歩くスキー、スノーシュー)

てっぼく・ひろば会場 10時～15時

- ジャンボ滑り台
- ゲームコーナー
- 飲食コーナー
- ラフティングボート
- 消防車&パトカー展示体験コーナー
- 子ども雪合戦大会 (参加申込受付は終了しました)
- 読み聞かせ
- 耐寒ラジオ体操
- 雪像コンテスト 表彰式

主催 ていね雪の祭典実施委員会 《問い合わせ先》市コールセンター ☎ 222-4894

税の申告の受け付けが始まります ～手続きはお早めに～

所得税及び復興特別所得税と住民税の申告は、3月17日(月)までです。確定申告書は、ご自分で作成の上、郵送などによりお早めに札幌西税務署まで提出してください。申告の際には、給与所得者・年金受給者は源泉徴収票が必要です。なお、社会保険料・生命保険料・医療費などの各種控除を受ける方は証明書(領収書など)も必要となりますので、印鑑とともに忘れずにお持ちください。税務署から「確定申告のお知らせ」が届いている方は、その文書もお持ちください。

	所得税及び復興特別所得税の確定申告	所得税及び復興特別所得税の還付申告(給与所得者・年金受給者)	住民税(市・道民税)の申告	
会場	札幌西税務署 (西区発寒4条1丁目)	札幌広域還付申告センター (中央区北1条西13丁目 札幌市教育文化会館内) ※駐車場はありません。	西部市税事務所 (西区琴似3条1丁目 コトニ3・1ビル2階)	手稲区民センター 2階第1・2会議室 (前田1条11丁目)
期間	2月17日(月)～3月17日(月) 9時～17時 土・日は休みですが、2月23日(日)、3月2日(日)に限り申告の受け付けを行います。	1月28日(火)～2月20日(木) 9時30分～16時 土・日・祝日、2月10日(月)は休みです。	2月3日(月)～3月17日(月) 8時45分～17時15分 土・日・祝日は休みです。	2月24日(月)～28日(金) 9時～17時15分
詳細	札幌西税務署 ☎ 666-5111 ※自動音声応答によるご案内です。		西部市税事務所市民税課 ☎ 618-3914	

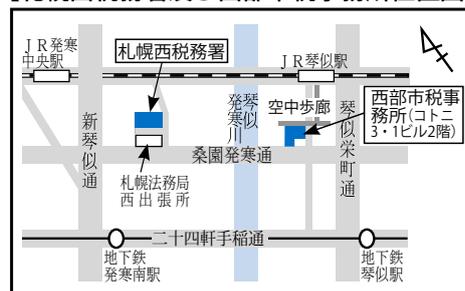
- 確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。また「e-Tax(イータックス)」を使えば、直接電子申告ができます。詳しい手続きは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)を参照してください。
- 所得税及び復興特別所得税の確定申告をされた方は、住民税(市・道民税)の申告をする必要はありません。
- 全市版26、27ページも併せてご覧ください。

◆ 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要がありません。

- ・この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を税務署に提出することができます。
- ・また、確定申告が必要ない場合であっても、住民税の課税において医療費控除・生命保険料控除などを受けられる方は住民税の申告が必要です。住民税に関しては西部市税事務所市民税課(☎ 618-3914)へお問い合わせください。

【札幌西税務署及び西部市税事務所位置図】



広告